

「地域医療連携室」について

医事課 沼井 浩

皆様は「地域医療連携室」をご存じですか。「？」という方が多いと思います。

当院の正面玄関を入られますと左手前方に1階、2階を結ぶエスカレーターが見えますが、その真下に設置されています。くもりガラスのドアと小窓があるだけの部屋なので、名称が書かれたプレートは掲示していますが、気がつかなかったり、逆に何の部屋なのかと窓からのぞいていかれる方もいらっしゃいます。

今回は、地域医療連携室をご紹介します。医療連携を担当する職員は、直接に患者様と接する機会はほとんどありません。主な仕事は、地域の医療機関からの当院診療予約の依頼を受けることと、当院の主治医からの依頼で他の医療機関の予約をお取りすることで、この業務を病診連携業務と言います。

地域医療連携室は、今では一定規模以上の多くの病院に設置されています。厚生労働省が提唱している「医療機関の機能分担」の方針に基づいて設置されています。

この方針の主旨は

- ① 皆様が病気にかかられたり、怪我をされた時には、まずお住まいの近くの診療所、医院等の先生、いわゆる「かかりつけ医」を受診していただ



き、それ以上の治療や検査、入院治療等が必要な場合に、当院のような病院を受診していただく。

- ② 当院のような急性期の病院での入院治療等が終了した場合、「かかりつけ医」にお戻りいただくか、慢性期の療養型の病院で継続して治療を受けていただく、というものです。医療機関がおのの持っている機能によってその役割を分担していこうというものです。この方針に基づいて当院の地域医療連携室でも以下の業務を行っています。

(1) 地域診療所等医師からの患者さま紹介の受付業務

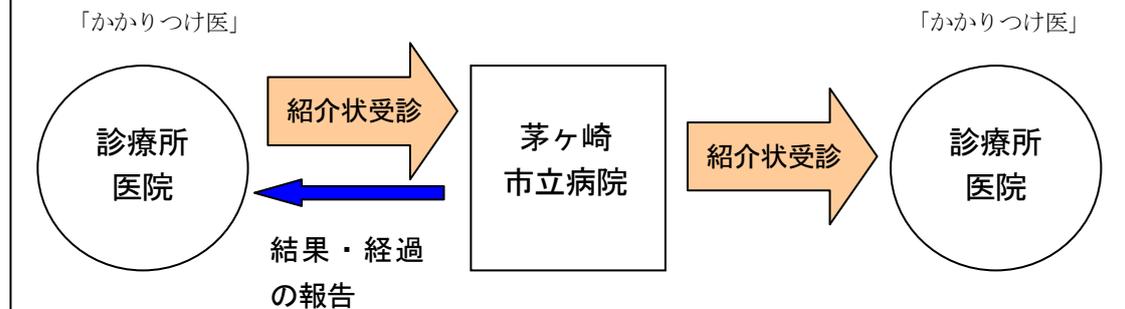
地域医療連携室では、「連携予約」という名称で予約でき、これは地域の診療所等の先生方から直接お電話をいた

「かかりつけ医制度」

地域の診療所・医院等と連携を組み、患者様の健康を守っていこうというシステムです。

*急性期や精密検査、
手術が必要なとき

*病状が安定したとき



だき、当院の各診療科、あるいは検査部門の予約をおとりするものです。平成17年度には月平均245.7名の方が「連携予約」で受診されました。予約ですので待ち時間も短縮され、重複して余分な検査等も受けなくて済みますので、「連携予約」をご利用になることをお勧めします。

(2) 当院から他の医療機関へご紹介する患者さまの予約をおとりする業務

当院の医師が治療の必要上、患者さまを他の病院等へ紹介するような場合、医師の指示により、大学病院等の予約を地域医療連携室でおとりすることもあります。その際には受診のご案内等も併せて行っています。

(3) 「登録医制度」に関する業務

当院では地域の診療所等の医師に「登録医」になっていただき、より緊密な連携を行っています。具体的には、
① 登録医の診療所案内のパンフレットを作成して、院内で患者様に配布

② 当院に関する情報をお伝えするための「地域医療連携だより」の発行
③ 当院医師と合同で定期的に、医療の質の向上のため「勉強会」の開催等です。

(4) 紹介元への返書の管理

紹介元の医療機関に対して、診察・検査の結果あるいは経過を文書で報告しており、その発送と報告漏れのないようにチェックを行なっています。

(5) 病診連携に関する統計資料作成

紹介状等の整理及び、病診連携の統計資料等を作成し、地域の医療機関との連携をさらに深めることができるよう業務改善に努めています。

以上いくつかの業務をご紹介させていただきました。

今後も地域医療連携室の職員一同、市民の皆様の健康をお守りできる一助となるよう努力してまいります。皆様も「かかりつけ医」をお持ちになり、効率良く当院をご利用ください。